

令和2年度第1回県子ども・子育て会議 計画フレーム専門部会 委員意見

意見照会期間：令和3年1月21日～2月5日（書面開催）

所属・役職	委員氏名 (敬称略)	委員意見	県の対応
神奈川県市長会 川崎市長	ふくだ のりひこ 福田 紀彦	無し	
神奈川県町村会 葉山町長	やまなし たかひと 山梨 崇仁	書面による読解だけでは理解が乏しいのではと自らの判断に不安がともなう。オンラインでの会合を開催してほしい。	今年度の会議については書面会議とさせていただきますが、次年度は新型コロナウイルスの感染状況を鑑み、対面又はオンラインの開催を検討いたします。
日本労働組合総連合会神奈川県連合会 女性局長	いまむら れい 今村 玲	① 今回のコロナ禍において、下校時刻が早い小学校低学年を持つ、在宅勤務の保護者への対応が気になっています。放課後児童クラブや、子ども教室などでの対応も感染予防の観点から難しいと理解しているが、何か対応されていたら教えてほしい。 ② 保育士が足りないとの話を聞くが、状況はどうか。	① 厚生労働省の事務連絡により、緊急事態宣言下においても、保育所、放課後児童クラブ等には、感染防止対策を徹底しつつ、原則開所をお願いしています。感染拡大防止のため、仕事を休んで家にいることが可能な保護者に対して、市町村による登園自粛の要請が考えられますが、在宅勤務の場合は、仕事を休んで家にいるのではないため、原則として登園自粛の対象としないよう各市町村に周知しています。 放課後子ども教室については、すべての子どもが参加対象であるため、保護者の在宅勤務の有無により対応が異なることはありません。 ② 本県の保育士確保の状況については、「参考資料7_子ども・子育てを取り巻く状況について」のとおり、県の求人倍率は高い水準であるとともに、離職率も高い状況であり、保育士資格の取得者の増加や潜在保育士の復職支援等の確保策を実施していく必要があります。 R2年度以降の保育士確保策の実績については、このような現状を踏まえて、点検・評価を行います。
(公社)神奈川県私立幼稚園連合会 会長	おざわ としみち 小澤 俊通	少子化の進展や保育希望者の増加に伴い、1号認定こどもの減少が著しいと思う。保育所が幼保連携認定子ども園への移行を希望する場合は、1号認定こどもの設定に、今まで以上に慎重であるべきと考える。	保育所が幼保連携型認定子ども園に移行する際の1号認定こどもの定員設定については、需給計画に基づき、各市町村において慎重に検討しているものと認識しています。 毎年度の需給計画の点検・評価において教育・保育のニーズの状況を確認し、必要に応じて需給計画の見直しを行います。
イキメン研究所 上席研究員	おだ けいじ 織田 弦	無し	
静岡県立大学 学長	きとう ひろし 鬼頭 宏	利用可能なデータに基づくのが合理的なので賛成。 ただし「支給認定者数」が得られる場合に、それと「保育所等利用申込者数」の間に大きな乖離がないかを確認し、乖離が大きい場合にはその理由について確認していただきたい。公表する必要はないにしても、支給認定を受けない場合と受けたが利用申込しなかった場合に、どのようなサービスを利用しているのかを確認する必要がある。	ご意見のとおり、実績値の変更により、支給認定者に含まれる可能性のある潜在的な保育ニーズの把握について、確認する必要があると考えます。 ただし、支給認定を受けない場合や受けたが利用申込をしなかった場合の利用の状況の把握は市町村によりますので、資料のP.2に記載のとおり、このような場合の利用希望者を毎年度把握することは困難です。また、「支給認定者数」と「保育所等利用申込者数」の乖離の理由については、特に規模の大きい市町村においては確認が難しいと考えます。 そこで、毎年度の点検・評価における需要量の計画値と実績値について、各市町村の乖離の状況やその分析の結果より、必要に応じて個別に確認することとします。

令和2年度第1回県子ども・子育て会議 計画フレーム専門部会 委員意見

意見照会期間：令和3年1月21日～2月5日（書面開催）

所属・役職	委員氏名 (敬称略)	委員意見	県の対応
(株)保育システム研究所 代表取締役	よしだ まさゆき 吉田 正幸	<p>① 教育・保育の需給計画に関して、企業主導型保育事業（地域枠）の供給量が令和6年度まで毎年増えると見込んでいるが、同事業の新規募集は今年度で終了する予定であるため（場合によっては令和3年度までの可能性もあるが）、少なくとも令和5～6年度に供給量が増える可能性はほとんどないと思われる。この点については、どのように考えているのか。</p> <p>② 国の基本指針に見られるように、アウトプットだけでなくアウトカムに着目した点検・評価についてはどのように対応するのか。</p>	<p>① 企業主導型保育事業（地域枠）の供給量については、各市町村が計画策定時において見込んだR6年度までの施設の定員数となっていますが、毎年度の点検・評価の結果や企業主導型保育事業の今後の運用状況により、必要に応じて見直します。</p> <p>② プラン全体の成果（アウトカム）の評価は、中間年の見直しや計画最終年度（改定時）において、それまでの施策の進捗状況や社会状況の変化等を踏まえて、課題を整理して行います。</p>
(株)日本総合研究所 上席主任研究員	いけもと みか 池本 美香	<p>① 幼児期の教育・保育の需給計画の点検・評価について、一般の人には「需要量」「計画値」などの言葉だけでは、すぐに何を指しているのかイメージしにくいと感じた。前回と同じ言葉を使った方がよいとは思いますが、注などで、たとえば需要量の計画値とは、●年の計画における利用を希望する人数の推計値、実績値は●年の利用を希望し支給認定を受けた人数など、平易な言葉で表のすぐ近くに説明がほしいと感じた。</p> <p>② 放課後児童クラブの実績確認についても同様に、需要量、供給量、計画値、実績値、需給差では、一般の人には理解しにくいので、利用を希望する子どもの数、放課後児童クラブの定員数、整備計画の数値、実際の数値、利用を希望する子どもの数と定員数の差など、イメージしやすい言葉を使ってはどうかと感じた。</p> <p>【参考】 イギリスやニュージーランドでは、政府の言葉が難解で、読解力がない人、忙しい人、外国人などに情報が伝わりにくいという問題に対して、市民が平易な言葉の使用を求める運動があり、最近では自治体や政府が、その運動団体から平易な言葉を使っているという認証を得る動きも見られる。 本来であれば、子どもに関わる政策の説明なので、子どもが読んでもわかるぐらいの書き方が期待される。 神奈川県としても、こうした子ども向けの発信もご検討いただきたい。</p>	<p>幼児期の教育・保育の需給計画について、点検・評価結果報告書には、これまでの報告書と同様に、「計画値」や「需要量」について注釈を記載しますが、ご意見のとおり、より平易な言葉とすることや「需要量」等の言葉についても注釈を記載することを検討します。</p> <p>放課後児童クラブについても、同様に記載するようにします。 プランにおける子ども向けの発信については、今後の参考とさせていただきます。</p>
一橋大学大学院経済学研究科 教授	やましげ しんじ 山重 慎二	<p>点検・評価結果報告書（案）の「需給差」について、需要と供給を、それぞれ県全体で合計してから、需要と供給の差を計算することについて、一つの指標にはなると思う。しかし、2号認定と3号認定の需給計画・調整は、「市町村域」を設定単位としているので、需要と供給の差は、市町村ごとに計算し、不足分を積み上げることで、神奈川県における「現在の供給では満たされない需要量」とすることが、神奈川県民に対する適切な情報提供ではないかと考える。</p> <p>さらに、各自治体での需要と供給の差がゼロ以下になるということは、認可保育所等への入所希望者が認可保育所等に全員入れることを意味しないことも、今回のような計算では注意すべき点と考える。地域ごとの需給ギャップの集計でなく、施設タイプごとの需給ギャップの集計でもない点か、現状分析の結果の示し方としては気になる。</p> <p>自治体の需給ギャップに関しては、単純に足し合わせるのではなく、供給不足分を集計することより異論はないのではないと思う。こちらも市町村ごとのデータを公表することで一定の情報提供が行われていると考えられるが、詳しく見ない県民も多いことを考えると「需給計画」の検討結果の示し方の一つとして、今後検討に値するのではないと思う。</p>	<p>これまでの点検・評価結果報告書においては、県計画値が県設定区域である各市町村の市町村計画値の集計であることから、「需給差」を県全体の集計値としていました。（県設定区域である各市町村ごとの需給ギャップ等の状況については、子ども・子育て会議の審議において、参考資料としていました。）</p> <p>ご意見のとおり、県設定区域が教育・保育施設の認可等の需給調整の判断基準の基礎であることを踏まえ、「需給差」の記載方法を検討することとします。</p>

令和2年度第1回県子ども・子育て会議 計画フレーム専門部会 委員意見

意見照会期間：令和3年1月21日～2月5日（書面開催）

所属・役職	委員氏名 (敬称略)	委員意見	県の対応
(社福)神奈川県社会福祉協議会 保育協議会 副会長	こいま 小磯 英次 えいじ	<p>少子化に伴い、需給バランスが崩れている事について、大きな問題が懸念される。地域によって定員割れしている施設が増える中、都市部駅近などは需要が集中する、待機児童が増加すれば施設を増加せざるを得ない状況から、需要減する施設は定員を少なくすることも出来ない状況である。各地域の需給調整役であるセンターが保育コンサルジュなどを設置しているが、機能していない状態なので、活性化を促すことも必要である。</p> <p>需給バランスを調整する方策を地域ごとに策定することが必要である。</p> <p>また、施設のうち定員割れを起こしている施設数や人数の集計も参考として集めるべきではないか。</p>	<p>国の「新子育て安心プラン」(令和2年12月閣議決定)を踏まえ、保育ニーズが増加する地域や人口減少地域など、地域の特性に応じて、送迎ステーションの設置などの支援により、待機児童対策を推進します。</p> <p>各市町村ごとの需要と供給の状況は、毎年度の点検・評価において確認しますが、R2年度の実績における各市町村の乖離の状況やその分析において、必要に応じて参考となるデータの追加を検討します。</p>